パブリックコメントにおける意見及び県の対応案

4　地域貢献の促進に関すること

番号	意見の概要	県の対応案	意見数
1	チェーン展開を行なっている店舗についても商店街などの地域の団体に加入を勧奨（できれば強制）することによって、悪い言い方をすれば足枷をつけ、積極的に地域への貢献、まちづくりに寄与させるべきと思うので、コンビニエンスストアなどチェーン展開している店舗も対象にするべきである。	本ガイドラインおいては、まちづくりに影響の大きい一定面積以上の大規模小売店舗に対し、地域貢献の内容を公表していただくとともに、それをきっかけとしてさらなる積極的な地域貢献の取組みと、地域との調和への努力を期待するものでありますので、小規模なチェーン店等は直接は施策の対象としておりません。	1
2	1店舗あたりの面積による縛り以外に、県内で一定数以上の店舗を展開するＦＣ本部に対しても同様の地域貢献に対する姿勢を求めたほうが効果的である。		1
3	今回のガイドライン（案）では、大規模小売店舗に対し、地域貢献計画書の提出や地域貢献懇談会の開催等を求める内容になっているが、それ以外の店舗については「自主的・積極的な地域貢献の取組みを期待しています。」という表現に留まっており、「商業者の地域貢献」という大きな課題の解決には物足りなさを感じる。地域貢献活動事例に、大規模小売店舗による地域づくりの取組みへの協力として「商工会等への加入」が掲げられており、この対象を既設、新設を問わず、大規模小売店舗以外の全ての店舗に適用することにより、地域全体と調和したまちづくりの実現が可能となる。		1
4	まちづくりを主眼に考えるのならば、大型店だけでなくフランチャイズチェーン加盟店及びボランタリーチェーン加盟店も含めた中で地域貢献がなされるような仕組みが必要である。		1
5	ガイドラインの対象となるのが、店舗面積３，０００㎡以上の新設、増設を行う事業所に限定していることから、事業所もかなり絞られる。特にチェーン店やフランチャイズ店はその規模に満たさないことが多く、ガイドラインの対象にもならず、豊かなまちづくりを実現する上で、地域貢献にどれだけ協力してもらえるか疑問である。		1
6	今回の対象が、新設店舗や増設店舗となっており、チェーン店、ＦＣ店にも、地域貢献やまちづくりへの参加に積極的に取り組んでもらうための根拠となるような、ガイドラインや条例の策定を希望する。		1
7	ガイドライン（案）において、チェーン店やフランチャイズ店についても、大規模店舗等と同じ取り扱いをし、地域づくりへの積極的な取り組みや協力が期待出来るよう願う。		1
8	大規模小売店舗（第一種の3,000㎡以上）だけでなく、コンビニなどの全国チェーン店、ＦＣ店についても企業の社会的責任（ＣＳＲ）の観点から、街づくり・活性化のために、地域の経済団体へ参加し、地域の街づくり、活性化へ積極的に協力するように、理解と行動を求めていただきたい。そして、出店する際は地域の経済団体へ参加し、地域の街づくり・活性化に積極的に参加することを義務付けるように、ガイドラインに記載し上部団体へ働きかけていただきたい。		1
9	既設の大型店についても地域貢献の計画書の提出、公開ができるようにすべきである。	既存の3000㎡以上の大規模小売店舗につきましては、施行日以降、大店立地法の届出にあわせて地域貢献活動報告書を提出いただくこととしておりましたが、届出のない店舗にも６ヶ月以内に同報告書を提出していただくことといたしました。	1
10	今回の対象が、新設店舗や増設店舗となっており、既存の大規模小売店舗にも、地域貢献やまちづくりへの参加に積極的に取り組んでもらうための根拠となるような、ガイドラインや条例の策定を希望する。		1
11	地域貢献計画書の提出義務の対象を、既存店まで拡げ且つ名古屋市内を除き特定大規模小売店３，０００㎡を大規模小売店舗までの枠に下げるべきである。この場合、３，０００㎡～１，０００㎡までの店舗については市町村権限で管理し、県が市町村を管理する。	対象面積の引き下げについて、ガイドライン施行後、その実施状況を見て必要があれば見直し等を行って参りたいと考えております。	1
12	貢献計画書の提出義務を３，０００㎡から１，０００㎡まで下げるべきである。		1
13	（任意のガイドラインでなく）県条例制定による一歩踏み込んだご対応を強く期待する。	地域貢献は自発的・自主的に行われることが基本であることから、条例等により義務付けることは考えておりません。	1
14	ガイドラインではなく条例の制定を期待する。		1
15	ガイドラインという位置付けでは法的な拘束力がほとんど期待できないので、法的な拘束力を期待しうる条例化をはかるべきである。		1
16	大型店やＦＣ店は、地域づくり・まちづくりに取り組んでいる商工会に加盟し、ともに地域の活性化のために活動することが、企業の存在意義を高めるために肝要であるという認識に立つべきであり、そのためにも、強制力のある条例の制定によって、商工会に積極的に加盟していただく土壌を醸成していかなければならない。	商工会等はまちづくり活動の中心的担い手となる団体であることから、地域貢献の主要な取組みとして自主的に加入いただくことを奨励しておりますが、それぞれの団体の根拠となる法律の趣旨からみましても、加入を強制すべきではないと考えます。 すべての商業者・事業所等にまちづくりへの参画を促す基本条例の制定については、各市町村において地域の実状に応じて検討されるべきものと考えております。	1
17	全国チェーン店やＦＣ店も本部から商工会加入を勧めるよう指導が必要である。		1
18	商工会への加入を促すための基本条例の早期制定に取り組まれることを提案する。		1
19	新規出店の一定水準以上の大型店だけでなく、全ての大型店やチェーン店等を設置する者が当該地区の商工会等に加入し、商工会と協力して地域社会の健全な発展に参画するべく指導されるとともに、大型店やチェーン店等の商工会への加入を促すための基本条例の早期制定に取り組まれたい。		1

パブリックコメントにおける意見及び県の対応案

4　地域貢献の促進に関すること

番号	意見の概要	県の対応案	意見数
20	今回のまちづくりガイドライン（仮称）には、大いに期待を寄せるが、規模に対する対象取りこぼしと、既存の店舗への「自主的・積極的な地域貢献の取組みを期待しています。」と促すにとどまる表現には物足りなさを感じる。 　地域全体と調和したまちづくりを進める上では、当該地域のまちづくりの活動に中心的な役割を担う商工会のような商工団体への加入等、地元商工業者をはじめ小規模事業者からチェーンストア、大型店に至るまでの組織化、相互の協力体制を確立し、バランスの取れた暮らしやすいまちづくりを計画的に進めていくため、県条例制定による更に一歩踏み込んだご対応を強く期待する。	商工会等はまちづくり活動の中心的担い手となる団体であることから、地域貢献の主要な取組みとして自主的に加入いただくことを奨励しておりますが、それぞれの団体の根拠となる法律の趣旨からみましても、加入を強制すべきではないと考えます。 すべての商業者・事業所等にまちづくりへの参画を促す基本条例の制定については、各市町村において地域の実状に応じて検討されるべきものと考えております。	1
21	チェーン店の商工会への加入についての方策を推進していただきたい。		1
22	フランチャイズ協会などの協力を得て、その加盟店も地域貢献の一環として商工会議所や商店街への入会義務を施策的に誘導すべきである。		1
23	一定水準以上の新設店舗、増設既存店舗だけでなく、既存の大規模小売店舗、全国チェーン店等を設置する者が当該地区の商工会等に加入し、協力しながら地域社会の健全な発展に参画すべく指導されたい。		1
24	事業者の社会的責任として地域づくりの取組への協力は、３０００平方メートルという規模を基準とするのではなく、今後はこれ未満の事業所、特に既存大型店や大型店のテナントや全国・中小チェーン店やＦＣ店等についても、商工会議所・商工会・商店街振興組合等への加入、地域づくりに取り組む団体等への協力が必要であり、大分県のようなまちづくりの推進に関する条例を制定していただきたい。		1
25	まちづくりは、商工会議所・商工会・商店街振興組合等だけではできないので、企業規模の大小に関係なく、大型店・大型店のテナント・全国・中小チェーン・やＦＣ店・一般商店等全員が、①商工会議所・商工会・商店街振興組合等への加入し　②地域づくりに取り組む団体等への協力をし、地域貢献活動を果たすように、大分県のようなまちづくりの推進に関する条例を愛知県でも定める必要がある。		1
26	ＦＣ店の地域への進出が目立つなか、商工会等への加入に消極的である。これらのＦＣも積極的に連携をとってほしいため、条例等により、強制的にも加入してもらえるようにお願いする。		1
27	県内にモデル地区を設け、それに対してまちづくりの専門家を派遣し、新たな体制づくりや地域との連携をつくり上げ、コミュニティ再生のための事業や商店街における遊休資産の利活用など、戦略的な取り組みを検討し展開につなげていく必要がある。そのためには県条例などにより、経営規模の大小を問わず、既存の多くの商業者が商工会に加盟し組織率を向上させることが絶対条件である。それにより低コストで地域の商工会を中心に、強固な経済基盤を持つ一体的な地域を形成することが可能である。		1
28	対象を特定大規模小売店舗に限定することなく地域で商業を営む者においては、店舗の規模の大小に拘らず、商業者という立場から地域の活性化や消費者・生活者等の利便の向上を図る役割が求められる。	ガイドラインによる取組を推進することにより、対象にならない店舗等にもその趣旨をご理解いただき、それぞれが自発的に地域貢献活動に取り組まれることを期待しております。	1
29	ガイドラインでは、地域貢献活動の内容をより具体的に事例として明示いただいており、協力を得やすくなる。既存店や、このガイドラインの適用されない店舗等に普及することができればもっと商店街の活性化が図れると思う。		1
30	地域貢献活動事例一覧の中に、地域づくりの取組への協力として、商工会議所・商工会・商店街振興組合等への加入、地域づくりに取り組む団体等への協力が含まれていることは評価すべきことと思われる。	ガイドラインに賛同するご意見と受け取らせていただきます。	1
31	地域貢献の主体が３０００平方メートル以上の新設、増設する大規模小売店舗の設置者であり、大規模小売店舗内のテナントが含まれていないことは不十分である。	本ガイドラインおいては、計画書等の提出手続は設置者にお願いすることとしていますが、これに基づく取組は設置者、テナント事業者を含めた総体としての大規模小売店舗にお願いすることとしています。また、地域貢献は企業の社会的責任として自主的に実施するものであり、加入義務化は考えておりません。	1
32	出店者（大型店）はもちろんテナントの各事業所の商工会の加入は絶対条件として組みいれを要望する。		1
33	3000平方メートル以上の新設、増設する大規模小売店舗の設置者が対象である点については、大規模小売店舗内のテナントが含まれていないのは大規模小売店舗全体での取り組みとならず不十分であると思われる。		1
34	ガイドライン等で社会貢献活動を規定し行わせるべき性格のものではない。	社会貢献・地域貢献はすべての方々が自主的・自発的に行うべきものです。本ガイドラインはその中でも特に地域から期待の大きい大規模小売店舗の方々にその地域貢献の取組みを公表していただくものであり、大規模小売店舗の方々だけに社会貢献・地域貢献を要求しているものではありません。しかしながら、大規模小売店舗が自主的に地域貢献に取組むことは、地域から愛され、必要不可欠な店舗として地域に根付き、地域社会との永続的な共生関係を築くことができ、その設置者及び地域住民ともに有益なことであると考えております。	1
35	社会貢献・地域貢献は、「誰彼に言われたからやる」等といったものではなく、社会を構成する皆が、自主的に行うべきものである。どうせ定めるならば、既にある事業者、施設に対してもやらせないと、不公平ではないか。勿論、県庁、病院、学校もすべてである。		1
36	地域貢献については、多種多様な選択肢の中から、その企業や組織の歴史風土や身の丈、特徴といったことを勘案しながら自発的に行うべきであり、法や条例、或いは外部から具体的にしていされて行うべきものではない。況や、特定団体に入会することだけではない。		9

パブリックコメントにおける意見及び県の対応案

4　地域貢献の促進に関すること

番号	意見の概要	県の対応案	意見数
37	社会貢献・地域貢献は、社会・地域に存在するすべての組織や住民が、規模の大小・多少はあるものの、共に追うべきものであり、かつまた、法令等で強制されるべきものではなく、社会・地域で長年育まれてきた社会通念や風土といったものの上で実行されるべきものである。本案は、集客業という特定分野の新規参入者に事業所面積で限定して規定しようとしており、理解しがたい。すべての事業所、公共施設、自治組織に対象を広げるべきであり、公平間を著しく欠いており、本案には反対である。	社会貢献･地域貢献はすべての方々が自主的･自発的に行うべきものです。本ガイドラインはその中でも特に地域から期待の大きい大規模小売店舗の方々にその地域貢献の取組みを公表していただくものであり、大規模小売店舗の方々だけに社会貢献･地域貢献を要求しているものではありません。しかしながら、大規模小売店舗が自主的に地域貢献に取組むことは、地域から愛され、必要不可欠な店舗として地域に根付き、地域社会との永続的な共生関係を築くことができ、その設置者及び地域住民ともに有益なことであると考えております。	9
38	「地域貢献懇談会」の開催回数の増加（最低3回以上）と愛知県関係者及び商業者団体の出席を求める。	「地域貢献懇談会」については、その参加対象者を限定しておりませんし、行政や商業関係者は当然ご出席いただくべきものと考えております。回数につきましては地域の実情に応じ話し合いにより増加させることは差し支えありませんが一律に義務付けることは考えておりません。そこで「開催回数1回以上」という表現に改めます。	168
39	「地域貢献懇談会」の特定大規模店舗の新設･増床後の開催の義務化を求める。（年1回以上）	地域ごとの協議により継続していただけることが望ましいと考えており、義務化することは考えておりません。	168
40	地域懇談会の定例開催を義務化すること。		1
41	『地域貢献実施状況報告書』の提出については、5年間とせず毎年の提出に変更をお願いしたい。	「地域貢献実施状況報告書」につきましては、毎年（事業年度終了時）に提出していただくことになっております。	1
42	商工会議所、商工会、或いは商店街組合は、一部国庫からの補助の他会員から会費を募り運営されている以上、会費基準の明確化、運営の公平性、透明性がより一層担保されるべきである。	商工会議所、商工会、商店街振興組合は、会費基準の明確化、運営の公平性、透明性について、所管する国、自治体に事業報告しています。	9
43	地域貢献懇談会を開催し地域の状況を把握した上で、地域づくり等細目の協力内容を計画書に記載して提出願いたい。	地域貢献懇談会で事業者が地域の意見等を確認した上で、必要に応じて地域貢献計画を変更していただけるものと考えており、懇談会後の提出とすることは考えておりません。	1
44	退店に際しては、まちづくりの観点から市町との協議を行う旨、出店説明会の項目に含めて頂きたい。	地域貢献活動事例として「核テナント撤退や店舗閉鎖時の対策」を掲げています。	1
45	出店地域の各種団体との協働による『まちづくり』を展開するため、各種地域団体への加入を義務化すること。	まちづくりのための協働を推進するために地域経済団体等への加入を奨励しておりますが、義務化することは考えておりません。	1
46	地域貢献の範囲が広く簡易的事項を取り入れる結果を危惧し、必須項目の設定、各項目における点数制を取り入れる必要がある。また、その結果をホームページなどで公開すべきである。	地域貢献は各事業者が自主的･自発的に行うものであることから、地域貢献の項目に優先順位や序列をつけることは考えておりません。	1
			404